

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第32号

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
種類		単位	占用料	種類		単位	占用料
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>
	第2種電柱		<u>1,600</u>		第2種電柱		<u>1,300</u>
	第3種電柱		<u>2,200</u>		第3種電柱		<u>1,700</u>
	第1種電話柱		<u>940</u>		第1種電話柱		<u>740</u>
	第2種電話柱		<u>1,500</u>		第2種電話柱		<u>1,200</u>
	第3種電話柱		<u>2,100</u>		第3種電話柱		<u>1,600</u>
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>74</u>
共架電線その他上空に設ける線類を設置する場合		長さ1メートル1年につき	<u>9</u>	共架電線その他上空に設ける線類を設置する場合		長さ1メートル1年につき	<u>7</u>
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>31</u>
	外径が0.07メートル以上		<u>57</u>		外径が0.07メートル以上		<u>45</u>

るものを設置する場合	上0.1メートル未満のもの			るものを設置する場合	上0.1メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>180</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>310</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>450</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>	外径が1メートル以上のもの			<u>890</u>
	その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メートル1	<u>1,900</u>	その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メートル1	<u>1,500</u>	

	年につき			年につき	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。